

保存版

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
アプリをダウンロードし今治市を選択



iOS



Android

事業所ごみ 分別・処理 ガイドブック



3Rについて
事業系ごみとは 1

事業系ごみの処理責任 2

産業廃棄物の分類 3

産業廃棄物の分類
(特別管理産業廃棄物含む) 4

廃棄物の主な処理の流れ
処理委託契約の流れ 5

事業系廃棄物の処理区分 6

今治市許可業者一覧
専門業者一覧 7

資源リサイクル①
(びん類・缶類・ペットボトル・白色トレイ) 8

資源リサイクル②
(紙類・布類・プラスチック製容器包装) 9

資源の処理方法・受入施設 10

事業系廃棄物の
分類早見表(あ行〜け行) 11

事業系廃棄物の
分類早見表(こ行〜た行) 12

事業系廃棄物の
分類早見表(た行〜は行) 13

事業系廃棄物の
分類早見表(は行〜ろ行) 14

食品ロスについて
問い合わせ先 15

積極的な「ごみ減量・資源化」の推進

「循環型都市いまばり」を実現するため、事業者の皆様には廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることが求められています。より良い環境づくりのためにできること、それは身近なところからの「ごみ減量・資源化」です。

ごみ減量・資源化のポイントは3R (スリーアール)



今治市3R推進イメージキャラクター
まだ使えるケン(犬) 「あーるん」

リデュース
Reduce
減らす

- 必要なだけ買う
- 詰め替え商品を選ぶ
- 長く使えるものを選ぶ
- 修理して使う

リユース
Reuse
繰り返し使う

- 誰かに譲る
- リターナブルびんの利用
- リユースショップの利用

リサイクル
Recycle
再生利用する

- ごみ分別の徹底
- ごみ出しルールを守る

ひとりひとりがごみに対する意識を高め、より良い暮らしを創っていきましょう!

事業系ごみ (事業所から出るごみ) とは

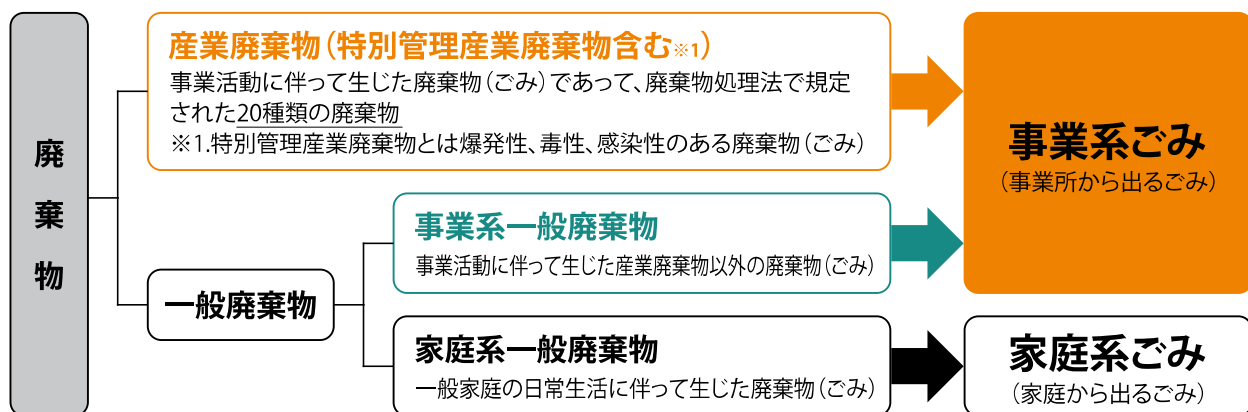
一般の家庭から出されるごみと区別して会社やお店などから出る事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを「**事業系ごみ**」と言います。

事業系ごみには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」で定める「**産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)**」と「**事業系一般廃棄物**」とがあり、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)は法律で20種類が定められ、また、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物と定義しています。

なお、事業系ごみのなかには、分別することで「資源」になるものも含まれていますので、限りある資源を大切にするとともに、定められた処理方法により適正な処理をお願いします。

(注) 事業活動とは、店舗・事務所・工場などの営利を目的としたものだけでなく、病院・学校・官公署などの公共サービス等や非営利の各種団体(NPO)なども含まれます。また、個人事業主の方も対象になります。

廃棄物の分類



事業系ごみの処理責任



事業所から出るごみは、事業者が自ら処理する責任があります。

- 会社やお店などの事業所から排出される事業系ごみは、量の多少に関わらずその事業者が責任を持って適正に処理してください。
- 家庭ごみの集積所に事業系ごみを排出した場合、不法投棄として罰せられる場合があります。

【根拠法令等】

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の第3条に次のように定められています。

- 1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

●今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の第5条に次のように定められています。

- 1 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に協力しなければならない。

(例) 店舗併用住宅の場合の処理方法

事業所ごみはその種類及び量に関わらず家庭ごみの集積所には出せません

事業系ごみ (店舗部分から出るごみ)

◆産業廃棄物

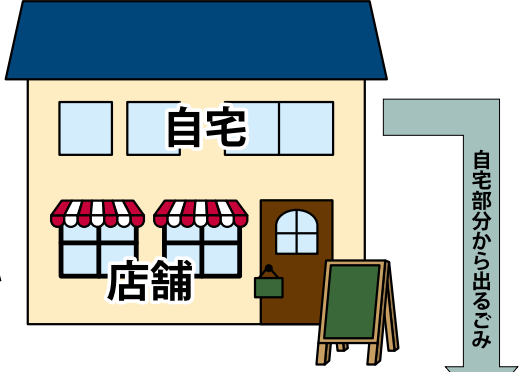


産業廃棄物収集運搬業・処理業許可業者に処理を依頼してください。

◆事業系一般廃棄物

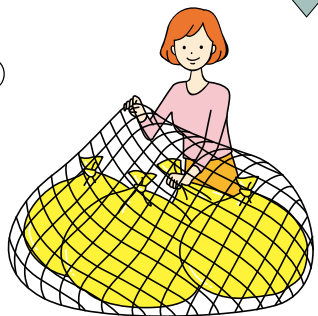


一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するか、自らクリーンセンター等に搬入してください。



家庭系ごみ
(自宅部分から出るごみ)

お住まいの地域で決められた家庭ごみの集積所に出してください。



産業廃棄物(20種類)の分類〔法第二条第四項第一号関係〕

法律で定められている20種類の産業廃棄物は、どの業種から出ても産業廃棄物になるものと、特定の業種から出た場合に産業廃棄物になるものがあります。

区 分	対象物の例	主な排出事業者	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
①紙くず (業種指定)	包装材、段ボール、壁紙等	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴うもの)		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、出版業、製本業等		●
	雑誌、新聞紙、事務用品、カタログ、梱包紙、段ボール	会社事務所、スーパーマーケット、飲食店等	●	
②木くず (業種指定)	型枠、足場材、建具工事等の残材、伐採材、木造解体材等	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴うもの)		●
	残材、チップ、おがくず等	製造業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業		●
	木製机、テーブル、梱包材、板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等 物品賃貸業に係る廃木製品	●	●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭、測量ポール	測量業	●	
	街路樹剪定木、庭木剪定木	造園業、園芸サービス業	●	
	河川・道路管理等に伴う流木、木くず	国・県・市等の管理者	●	
	間伐材	育林業	●	
	木製とプラスチック製の椅子などの一体物	全事業所		●
木製パレット (パレットに固定された木製の構築物含む)	全事業所		●	
③繊維くず (業種指定)	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業(工作物の新築・改築・除去に伴うもの)		●
	綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
	繊維くず	繊維製品製造業(衣類その他)	●	
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパーマーケット、寝具店等	●	
④動植物性残さ (業種指定)	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、麺類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等 卸売市場、飲食店、スーパーマーケット、精肉店、小売店、ホテル等	●	●
	賞味期限切れの製品くず	同上	●	
	家畜の解体等により生ずる骨などの残さ	と畜場、食鳥処理場		●
⑤動物系 固形不要物 (業種指定)	食肉の骨などの残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等、畜産類似業(ブリーダー)		●
⑥動物のふん尿 (業種指定)	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等、畜産類似業(ブリーダー)		●
⑦動物の死体 (業種指定)	ペット、動物園等の動物の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物(すす)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)		●
⑧燃え殻	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃え殻・灰	建設業、製材業、木製品製造業		●
	紙くずを焼却した際の燃え殻・灰	全事業所	●	
	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝の泥状物	全事業所 (工場、飲食店、旅館、国・県・市等)		●
⑨汚泥	エンジン油などの鉱物性油、てんぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所 (ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等)		●
⑩廃油	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液	全事業所 (写真現像所、食品製造業等)		●
⑪廃酸				

は業種が特定(指定)されるもの

区 分	対象物の例	主な排出事業者	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
⑫廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
⑬廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発砲梱包材、発砲トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
⑭ゴムくず	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当から等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、発砲包装材、発砲トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	●	
	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
⑮金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	●	
⑯ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等	●	
⑰鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石灰、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●
⑱がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
⑲ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
⑳産業廃棄物を処理するために処理したもので、上記の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●
輸入された廃棄物	航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみ	外国航路航空機乗組員、外国旅行者等	●	

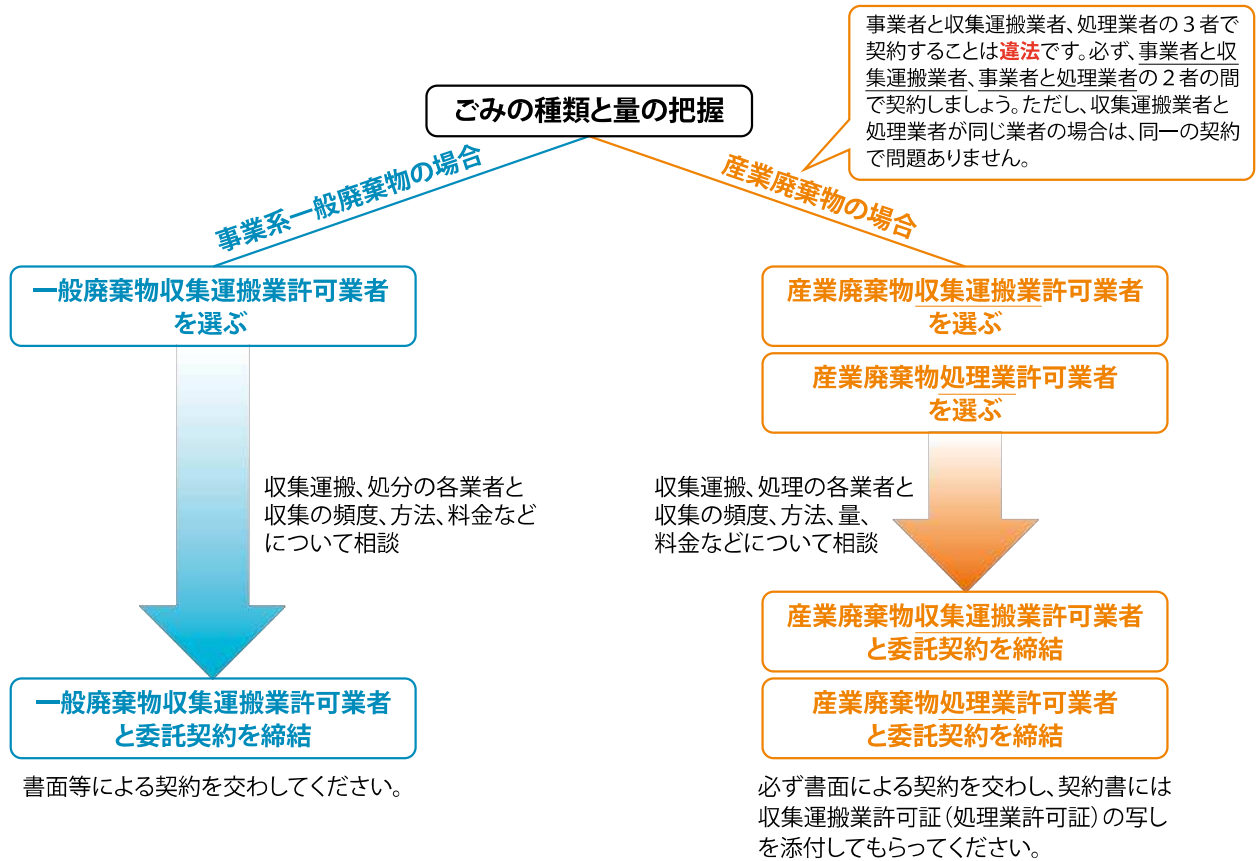
【参考】特別管理産業廃棄物の種類・性状および事業例 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター出典

種 類	性状および事業例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 《事業例》 紡績、新聞、香料製造、医療品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他	
廃酸・廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液 《事業例》 カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農業製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他	
感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物(血液の付着した注射針、採血管等) 《事業例》 病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCBおよびPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、またはPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
	PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)
	廃水銀等 及びその処理物	・廃水銀等(廃水銀及び水銀化合物) ・廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る) 《事業例》 水銀回収施設、水銀使用製品製造施設、水銀を媒体とする測定機器を有する施設、大学及びその附属試験研究機関、その他
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材およびその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等 《事業例》 石綿建材除去事業等
	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等 《事業例》 大気汚染防止法(ばい煙発生施設)、水質汚濁防止法(特定事業場)等に規定する施設・事業場

事業所から出る廃棄物の主な処理の流れ



廃棄物処理委託契約の流れ



一般廃棄物収集運搬業許可業者
(今治市許可業者)の問合せ先

今治市リサイクル推進課 廃棄物処理係
TEL:0898-47-5374
※許可業者一覧は、市HP等へも掲載されています。

産業廃棄物収集運搬業・処理業許可業者
(愛媛県知事許可業者)の問合せ先

愛媛県循環型社会推進課 産業廃棄物係
TEL:089-912-2358
※許可業者一覧は、愛媛県HPへも掲載されています。



事業系廃棄物の処理区分

事業所から排出される**事業系一般廃棄物**は、**排出者自らが処理するか、市の処理区域のクリーンセンター等へ直接自己搬入し処理**をしていただきます。

なお、当該クリーンセンターへの自己搬入ができない場合は、今治市許可業者等が当事者からの委託により収集運搬することができます。

※**産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)**は、**排出者自らが処理**をしていただきます。(P5参照)

代表的な品目		処理方法		
		分別方法	処理方法 (以下のいずれかの方法で処理)	
燃やせるごみ	紙類	新聞	折込広告含む	<ul style="list-style-type: none"> ■リサイクルのため、できるだけ自ら古紙業者へ搬入してください。 ■古紙業者か一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか、自らクリーンセンターへ搬入する。
		雑誌(オフィス紙)	汚れていないオフィス紙等のみに整理 ⇒バインダー等は金具を取り外す	
		段ボール	粘着テープなどは取り除く	
		紙コップ	アルミ箔などが付いていないものに限る	
	布類	<ul style="list-style-type: none"> ●作業服 ●制服 ●デコレーション等に使用した布 など 	汚れていない古布に限る ⇒十文字に紐で縛る (綿入りの古布は燃やせるごみ)	(注)業種指定により産業廃棄物となる品目有り(P 3・4 参照)
生ごみ・木くずなど	<ul style="list-style-type: none"> ●野菜や魚の骨 ●木くず など 	透明または半透明の袋に入れる ⇒水分をよく切る	<ul style="list-style-type: none"> ■リサイクルのため、できるだけ自ら専門業者へ搬入してください。 ■一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか、自らクリーンセンターへ搬入する。 	
<p>〔生ごみ処理機器等で堆肥化・軽量化しましょう〕 食品関連事業者は食品リサイクル法により減量・リサイクルに取り組むこととされています。</p>			(注)業種指定により産業廃棄物となる品目有り(P 3・4 参照)	
	汚れてリサイクル不可な以下のもの	透明または半透明の袋に入れる ⇒糸くず反物等は1m程度に切る ⇒糸巻き等は芯を取り除く (芯は材質に応じて分別すること)	一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか、自らクリーンセンターへ搬入する。 (注)業種指定により産業廃棄物となる品目有り(P 3・4 参照)	
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●紙 ●布 ●ビニールコート紙 ●カーボン紙 など ●ボールペン ●バケツ など 	透明または半透明の袋に入れる ⇒鋭利なもの(刃)や割れているものは、厚紙や布で包み内容表示をして危険のないようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ■金物類はリサイクルのため、できるだけ自ら金属業者へ搬入してください。 ■産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託 	
資源	<ul style="list-style-type: none"> ●びん ●缶類 ●ペットボトル ●プラスチック製容器包装 ●白色トレイ ※紙類・布類含む 	<p>P.8 - 10をご覧ください (資源リサイクル推進のため適正な分別・処理をお願いします)</p>		
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●電池類 ●蛍光管 ●水銀計 の3種類に限る 	電池、蛍光管、水銀計のそれぞれに分別する(混ぜないこと)	<ul style="list-style-type: none"> ■購入した店舗等に処理を依頼 ■産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託 	
危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●スプレー缶 ●カセットボンベ ●ライター の3種類に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製のキャップを外し分別 ・中身を使い切ること 	<ul style="list-style-type: none"> ■購入した店舗等に処理を依頼 ■産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託 	
粗大ごみ	<p>粗大ごみ対象品目の多くは産業廃棄物です。 詳細はバクリーン(今治市クリーンセンター) TEL 0898-48-3601へお問い合わせください。</p> <p>再利用できるものは、極力再利用しましょう!</p>			

その他、次のものも**事業系一般廃棄物**になります。

- 卸小売業から出る野菜・魚介類のくずなど
- 事業所・店舗から出る紙くずや梱包に利用した段ボールなど
- 飲食店・従業員食堂などから出る残飯など

今治市の各種許可業者等はP.7をご覧ください。

今治市許可業者一覧(一般廃棄物収集運搬業許可業者)

(五十音順)

区分	業者名	住所	電話番号	FAX番号
陸地部	有限会社秋山	宮ヶ崎甲883-2	0898-48-7335	0898-48-7335
	有限会社植正造園土木	四村42-2	0898-32-6282	0898-22-5699
	有限会社大星運送	大西町星浦甲1144-1	0898-53-4453	0898-53-4453
	有限会社きたむら運送	喜田村5丁目15-1	0120-19-5383	0898-48-8142
	有限会社三和興産	菊間町種4555-1	0898-54-4923	0898-54-5129
	四国クリーンサービス株式会社	黄金町6丁目1-7	0898-32-5671	0898-32-5780
	第一環境企業有限会社	東村南1丁目2-38	0898-47-2668	0898-48-5338
	トーセン株式会社	東村1丁目12-24	0898-36-6345	0898-36-6346
	有限会社フロンティア商会	唐子台東3丁目14-13	0898-48-6324	0898-48-6324
	株式会社みたらい	東鳥生町4丁目8-47	0898-32-3828	0898-24-1355
	有限会社森建設	波方町樋口甲1086-1	0898-41-8662	0898-41-8665
大島	成功開発株式会社	宮窪町宮窪4182	0897-86-3537	0897-86-3900
	平山 一郎	宮窪町宮窪6112	0897-86-2257	0897-86-2257
	有限会社宮窪総合運送	吉海町名2690	0897-84-4477	0897-84-4478
伯方島	オカダ商店	伯方町有津甲2321	0897-72-2183	0897-73-3599
	株式会社ハカタクリーンサービス	伯方町木浦甲2906-1	0897-72-0434	0897-72-1921
	藤通商	伯方町北浦甲2691-2	0897-73-1417	—
大三島	有限会社多和商会	大三島町宮浦5763-2	0897-82-0281	0897-82-0281

品目限定

区分	業者名	住所	電話番号	FAX番号
木くず	今治加工株式会社	喜田村4丁目5-27	0898-52-3717	0898-48-5392
	有限会社多和建设	大三島町肥海1085-1	0897-82-1058	0897-82-1061
	長崎工業株式会社	徳重87	0898-23-0404	0898-55-4413
	有限会社二宮建材	菊間町種4588	0898-54-4406	—
	株式会社リサイクル加藤	喜田村8丁目2-16	0898-35-0749	0898-35-0749
生ごみ・草	愛媛有機農園有限会社	朝倉上乙1104-51	0898-48-5875	—

専門業者一覧

区分	業者名	住所	電話番号
金属業者	有限会社松本興産	富田新港1丁目2-3	0898-47-3301
	蔦本金属有限会社	室屋町7丁目3-3	0898-22-2411
	有限会社田中金属	東村2丁目5-5	0898-48-4155
	浜田金属商事株式会社	本町7丁目3-2	0898-32-0553
	丸敏産業株式会社	東鳥生町5丁目36-2	0898-31-9766
	丸伯産業有限会社	伯方町木浦甲4515-1	0897-72-1822
古紙業者	有限会社きたむら	町谷乙67番地1	0898-47-0063
	有限会社サンテック	東鳥生町2丁目7-14	0898-31-0955
	松本金属商事有限会社	室屋町4丁目1-12	0898-32-0614
	大島金属原料商会	旭町5丁目2-23	0898-23-0866



事業系一般廃棄物の資源リサイクルについて①

今治市ではリサイクルを推進するため、**事業所で適正に分別していただいた事業系一般廃棄物の資源** (従業員等が消費したもので綺麗なものに限り) を、各施設で受け入れしています。

■びん類・缶類・ペットボトル・白色トレイ

**共通
注意**

- ①従業員等が消費(使用)した飲食用・化粧用で油分がないものが資源になります。
- ②キャップやフタを分別する。(金属製:燃やせないごみ/プラスチック製:プラスチック製容器包装)
- ③容器内を軽く水洗いし、汚れが落ちない(油分の付着が多い等)場合、びん類・缶類は燃やせないごみへ、ペットボトル・白色トレイは燃やせるごみへ

びん類(飲食用・化粧用で油分がないもの)

3色に分けて専用ケース(コンテナ)に入れる
(割れないように注意!)



【ポイント】

●びんの色に迷ったら

- ◆色のあるびんでも先端が透明なら…「無色」のコンテナに入れてください。
- ◆色に迷ったら…「その他色」のコンテナに入れてください。



●リターナブルびんについて

- ◆「ビールびん」や「一升びん」などは、洗ってから販売店に返却してください。
- ◆返却が困難な場合は、「その他色」のコンテナに入れてください。

ペットボトル(飲食用、酒用、しょうゆ用など)



ペットマークが付いている飲食用などのペットボトルが資源の対象です。

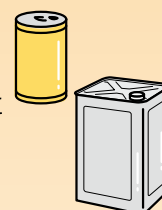
- ◆容器内を軽く水洗いしつぶさず出してください
- ◆ラベルは剥がして出してください。
- ◆ドレッシング類はノンオイルのものに限ります。
- ◆キャップ(ふた・ラベル)はプラスチック製容器包装へ

【ポイント】 汚れが落ちないペットボトルは燃やせるごみへ!

缶類(一斗缶含む、飲食用のみ)

飲食品が入っていた缶のみが資源です!

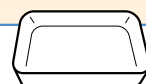
- ◆容器内を軽く水洗いし、つぶさずに出してください。
- ◆ペットのえさ、お菓子の缶も資源で出せます。



白色トレイ

肉、魚、惣菜、野菜、果物などを包装するために使われている発泡スチロール製の「白色のトレイ」が資源です!

- ◆汚れを軽く水洗いし水気を切って出してください。
- ◆着色トレイはプラスチック製容器包装で出してください。



【ポイント】

●汚れはどこまで落とせば良いの?

簡単な水洗いや拭き取りで汚れが落ちる程度の白色トレイが資源の対象になります。簡単に汚れが落ちないものは燃やせるごみで出してください。



事業系一般廃棄物の資源リサイクルについて②

■紙類・布類

要注意 多量の紙類を出す場合は、事前にパブリックへお問い合わせいただくか専門の古紙業者での処理をお願いします。(多量の紙類を持ち込まれた場合、受入をお断りすることがあります)

紙類 (4種類)

4種類に分けてひもで十文字にしぼる

①新聞紙

◆折込チラシも一緒にしぼる

②雑誌・雑がみ

・マンガ本 ・百科事典 ・包装紙 ・紙の箱 ・ノート
・はがき ・名刺 ・パンフレット ・書類 など

◆箱は折りたたむ ◆紙以外は外す

◆雑誌付録のDVD等は **燃やせるごみ** へ

③紙パック (内側が白色のみ)

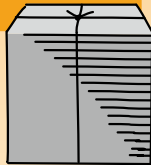
◆必ず洗って、開いて、乾かしてから!

◆内側が銀色・緑色のものは **燃やせるごみ** へ

④段ボール

◆伝票、テープ類、留め具などは外す

◆金・銀で化粧されたものは **燃やせるごみ** へ



布類 (わたが入っていない布類のみ)

ひもで十文字にしぼる

- 毛布 ●タオル ●シーツ ●着物 ●布類
- 衣類 (毛糸類はセーターのみが資源)

【注意】

- ◆衣類のボタンやファスナーは付けたまま出す
- ◆汚れや傷みがひどいものは **燃やせるごみ** へ

資源で出せないもの

- ・布団 (わた入り) **粗大ごみ**
(折り畳んでひもで縛り燃やせるごみでも出して可)
- ・座布団・ぬいぐるみ **燃やせるごみ**
- ・わた入り製品 (はんでん等) . . . **燃やせるごみ**
- ・使用済下着 **燃やせるごみ**
(新品・未使用の下着は資源で出せます)
- ・カーテン **燃やせるごみ**
(折り畳んでひもで縛り指定ごみ袋へ入れること)

次の状態のものは **燃やせるごみ** へ

- ・汚れがひどいもの ・粘着物が付着したもの
- ・においのついたもの (線香・洗剤の箱など) ・感熱紙
- ・写真 ・カーボン紙 ・ノーカーボン紙 (宅急便の複写伝票など)
- ・圧着はがき (親展はがきなど) ・防水加工された紙 (紙皿など)

■プラスチック製容器包装

プラマーク付の綺麗な容器・包装が対象です

ボトル類 (容器)

- ・洗剤 ・食用油 ・シャンプー ・リンス
- ・ハンドクリーム ・ドレッシング など

◆本体とふた (ポンプ) を分離して出してください。



カップ・パック・トレイ類 (容器)

- ・プリン ・卵パック ・豆腐パック
- ・コンビニ弁当などの容器 ・納豆パック
- ・カップ麺 (紙質のものを除く)
- ・着色トレイ (白色以外は全て) など



袋・ラップ・ラベル・フィルム類 (包装)

- ・菓子袋 ・パンの袋 ・レジ袋
- ・衣料品を包装した袋
- ・洗剤などの詰め替え用袋 ・飲み薬の包装シート
- ・弁当、惣菜、カップ麺などの包装フィルム など



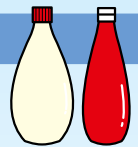
その他

- ・キャップ類 (ペットボトル用など)
- ・梱包用緩衝材 (電化製品保護用発砲スチロールなど)
- ・ネット袋 (果物や野菜などを包んだものに限る)
- ・容器・ケース類 (化粧品用、家電品用など)
- ※CD、DVD、BDのケースは対象外⇒ **燃やせるごみ** へ

チューブ類 (容器)

- ・マヨネーズ ・わさび
- ・歯磨き粉 など

◆本体とふたを分離して出してください。



チューブ製品の使いきりテクニック

①チューブを伸ばして空気を入れ、しっかりとふたをする。



②ふたとは反対側をしっかり持ち、手首を軸にして5回ほど振る。



③ふたを開けて出してみましょう。



飲食用のチューブ製品や歯磨き粉などにも有効です。是非お試しください。



対象にならないもの

➡ **燃やせるごみ** で出してください

- 商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の「容器」や「包装」でないもの (商品そのもの)
(例) 洗面器、バケツ、歯ブラシ、玩具類、シール・テープ類、クリーニングの袋 など
- 「プラマーク」表示はあるが、汚れているもの
※上記記載の対象物のうち、中身 (残留物) が取り除けない・取り除きにくい場合、付着汚れが落ちない場合は **燃やせるごみ** で出してください。

資源の処理方法

【処理方法及び処理手数料】

事業所で適正に分別していただいた事業系一般廃棄物の資源(従業員等が消費したもので綺麗なものに限る)は、事業者自らが今治エコステーションまたは各中継センターへ搬入していただくと、**処理手数料は無料**で受入れを行います。

※**無料の受入れは**
平成30年4月から開始です。



【ご注意ください】

- 資源とその他のごみとは分けて搬入してください。
- 分別ルールが守られていない資源は、搬入をお断りしていますのでご注意ください。
- 自動販売機に併設されているごみ箱のごみ及びホテル・旅館・飲食店などでお客様が飲食後のびん、缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイは「産業廃棄物」に該当するため、産業廃棄物許可業者に委託して処理をしてください。

※**産業廃棄物の処理方法や許可業者については、愛媛県へお問合せください。(P.5参照)**

資源の受入施設 (クリーンセンター関連施設)

※大島・伯方・大三島の各中継センターは、直接持ち込まれるごみを受入れし、バリクリーンへ運搬するための中継施設です。

バリクリーン(今治市クリーンセンター)

所:今治市町谷甲394番地
 営:月～土 9時～16時(祝日の受付可)
 休:日曜日、1/1～1/3 ※今治エコステーションは土曜日休業
 TEL:0898-48-3601 FAX:0898-48-3942



大島中継センター

所:今治市宮窪町宮窪6533番地
 営:月～金 9時～15時30分(祝日の受付可)
 休:土曜、日曜、1/1～1/3
 TEL:0897-86-2155 FAX:0897-86-2822



伯方中継センター

所:今治市伯方町木浦甲2291番地
 営:月～金 9時～15時30分(祝日の受付可)
 休:土曜、日曜、1/1～1/3
 TEL:0897-72-1510 FAX:0897-72-2977



大三島中継センター

所:今治市大三島町宮浦1805番地
 営:月～金 9時～15時30分(祝日の受付可)
 休:土曜、日曜、1/1～1/3
 TEL:0897-82-0722 FAX:0897-82-0750



事業系廃棄物の分類早見表 (50音順)

区分	品目	分類	産廃品目	備考
あ	アクリル板	産 廃	廃プラ	
	あぜシート	産 廃	廃プラ	
	アダプター	産 廃	金属くず 廃プラ	
	網戸	産 廃	金属くず 廃プラ	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することをご確認ください。
	アルミサッシ	産 廃	金属くず ガラスくず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することをご確認ください。
	アルミホイール(車用)	産 廃	金属くず	
い	一斗缶	産 廃	金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することをご確認ください。
	椅子(事務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することをご確認ください。
	衣類乾燥機(業務用)	産 廃	金属くず 廃プラ	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。
う	ウレタンマット	産 廃	廃プラ	
え	エアコン(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。
	液晶テレビ(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。
	枝(街路樹・庭木)	一 廃	可 燃	10kg以上ある場合はリサイクルのため、木くず処分業者で処理することをご確認ください。
	エンジンオイル	産 廃	廃 油	
	延長コード	産 廃	金属くず 廃プラ	
お	塩化ビニール管	産 廃	廃プラ	
	オイル	産 廃	廃 油	
か	オイル缶	産 廃	金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することをご確認ください。
	カーテンレール	産 廃	金属くず 廃プラ	
	介護ベット	産 廃	金属くず 廃プラ	取扱店または金属業者へご相談ください。
	加湿器	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ガスコンロ(業務用)	産 廃	金属くず ガラスくず	
	ガスレンジ(業務用)	産 廃	金属くず ガラスくず	
	ガソリン	産 廃	廃 油	※特別管理産業廃棄物
	壁紙	産 廃	紙くず 廃プラ	
	瓦	産 廃	陶磁器くず	
	缶(アルミ・スチール)	産 廃 一 廃	金属くず	事務所で従業員が消費したもの(綺麗なもの)は事業系資源として受入可能。
き	乾電池(アルカリ・マンガン)	産 廃	金属くず 汚 泥	
	脚立	産 廃	金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することをご確認ください。
	魚網 金庫	産 廃 産 廃	廃プラ 金属くず	耐火金庫はリサイクルのため金属業者で処理することをご確認ください。
く	空気清浄機	産 廃	金属くず 廃プラ	
	鎖(チェーン)	産 廃	金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することをご確認ください。
	車椅子	産 廃	廃プラ 金属くず ゴムくず	取扱店または金属業者へご相談ください。
け	蛍光管	産 廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
	結束バンド	産 廃	廃プラ	

区分	品目	分類	産廃品目	備考
こ	工具類(電動工具含む)	産 廃	廃プラ 金属くず	
	コードリール	産 廃	廃プラ 金属くず	
	小型家電製品	産 廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
	古紙類	一 廃	可 燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
	コピー機(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	
	コンクリートブロック	産 廃	コンクリートくず	
さ	雑がみ	一 廃	可 燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
	雑誌	一 廃	可 燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
し	自転車	産 廃	廃プラ 金属くず	リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。
	充電器	産 廃	廃プラ 金属くず	
	消火器	産 廃	廃プラ 金属くず	(株)消火器リサイクル推進センターへお問い合わせください。
	食用油	産 廃	廃 油	
	食器洗い乾燥機(卓上)	産 廃	廃プラ 金属くず	
	書類	一 廃	可 燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
	新聞紙	一 廃	可 燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
す	水銀廃棄物 (蛍光灯・ボタン電池等)	産 廃	ガラスくず 金属くず	
	ストーブ	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ストックハウス	産 廃	金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。
	スプリング入りマットレス	産 廃	金属くず	
	スプレー缶	産 廃	金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。
せ	石膏ボード	産 廃	ガラスくず 陶磁器くず	
	繊維くず	産 廃 一 廃	繊維くず	タオル会社から出た繊維くずは事業系一般廃棄物(可燃)として受入可能。ただし、1m以下に切断して搬入すること。
	剪定くず	一 廃	可 燃	10kg以上ある場合はリサイクルのため木くず処分業者で処理することもご検討ください。
	洗濯機(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。
そ	掃除機	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ソファ	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ソファベットの	産 廃	廃プラ 金属くず	
た	体温計(水銀)	産 廃	金属くず ガラスくず	
	台車	産 廃	廃プラ 金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。
	タイヤ	産 廃	廃プラ	
	タイヤのホイール	産 廃	金属くず	
	畳(天然・合成・スタイロ)	産 廃 一 廃	繊維くず 廃プラ	建設業(業種指定)以外からの排出は事業系一般廃棄物(可燃粗大)として受入可能。
	棚(金属製)	産 廃	金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。
	タンク(散水・消毒用)	産 廃	廃プラ	
断熱材	産 廃	廃プラ ガラスくず		

区分	品目	分類	産廃品目	備考	
た	段ボール	一 廃	可燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。	
ち	厨芥類(生ごみなど)	一 廃	可燃	リサイクルのため専門業者で処理することもご検討ください。	
	チェーン	産 廃	金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。	
つ	机(スチール製)	産 廃	廃プラ 金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。	
て	鉄筋	産 廃	金属くず	リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。	
	鉄パイプ	産 廃	金属くず	リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。	
	鉄板	産 廃	金属くず	リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。	
	テレビ(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。	
	電気温水器	産 廃	金属くず		
	電気コード	産 廃	廃プラ 金属くず		
	電気ストーブ	産 廃	廃プラ 金属くず		
	電線	産 廃	廃プラ 金属くず	適正に分別を行い、リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。	
	電線ドラム	産 廃	木くず	10kg以上ある場合はリサイクルのため木くず処分業者で処理することもご検討ください。	
	電動工具	産 廃	廃プラ 金属くず		
	電池(ボタン型電池・水銀電池・空気亜鉛電池)	産 廃	金属くず 汚 泥		
	電話機	産 廃	廃プラ 金属くず ガラスくず		
	と	動物の死体(畜産農業)	産 廃 一 廃	動物の死体	畜産農業・畜産類似業(業種指定)以外からの排出は事業系一般廃棄物
		動物のふん尿(畜産農業)	産 廃 一 廃	動物のふん尿	畜産農業・畜産類似業(業種指定)以外からの排出は事業系一般廃棄物
トタン		産 廃	金属くず	リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。	
トナー		産 廃	廃プラ		
ドラム缶		産 廃	金属くず	リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。	
塗料(固形)		産 廃	廃プラ		
塗料(水性・液状)		産 廃	廃 酸 廃アルカリ 廃プラ		
塗料(油性・液状)		産 廃	廃 油 廃プラ		
トロ箱(発泡スチロール)		産 廃	廃プラ	木製のものは事業系一般廃棄物(可燃)として受入可能。なお、10kg以上ある場合はリサイクルのため木くず処分業者で処理することもご検討ください。	
な		苗箱	産 廃	廃プラ	
	流し台	産 廃	金属くず 廃プラ		
	ナット	産 廃	金属くず		
	生ごみ(厨芥類)	一 廃	可燃	リサイクルのため専門業者で処理することもご検討ください。	
	なみ板(プラ)	産 廃	廃プラ		
	南京錠	産 廃	金属くず		
ね	ネット(野菜・果物)栽培用	産 廃	廃プラ		
	灰	産 廃	燃え殻		
は	廃食用油	産 廃	廃 油		
	パソコン	産 廃	廃プラ 金属くず	メーカー等へ引き取りを依頼してください。	
	バッテリー	産 廃	廃 酸 廃プラ 金属くず		
	発泡スチロール	産 廃	廃プラ		
	パレット(木製)	産 廃	木くず	10kg以上ある場合はリサイクルのため木くず処分業者で処理することもご検討ください。	

区分	品目	分類	産廃品目	備考
は	パレット(プラスチック製)	産 廃	廃プラ	
	パンフレット	一 廃	可 燃	紙類はリサイクルのため、専門の古紙業者で処理することもご検討ください。
ひ	ビニールクロス	産 廃	廃プラ	
	ビニールシート(養生シート)	産 廃	廃プラ	
	ビニールホース	産 廃	廃プラ	
	びん	産 廃 一 廃	ガラスくず	事務所で従業員が消費したもの(綺麗なものは)事業系資源として受入可能。
ふ	ファックス(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ファンヒーター	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ブラウン管テレビ(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。
	プラズマテレビ(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。
	プラスチック製容器包装	産 廃 一 廃	廃プラ	事務所で従業員が消費したもの(綺麗なものは)事業系資源として受入可能。
	プリンター(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
	風呂釜(浴槽)	産 廃	金属くず 廃プラ	
	ブロック	産 廃	コンクリートくず	
	へ	ペットボトル	産 廃 一 廃	廃プラ
便器		産 廃	陶磁器くず	
便座		産 廃	廃プラ	
ほ	ポリエチレン管(エスロンパイプ)	産 廃	廃プラ	
	ボルト	産 廃	金属くず	リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。
ま	巻尺	産 廃	廃プラ	
	マグネット	産 廃	金属くず	
	マルチシート	産 廃	廃プラ	
み	みかんキャリア	産 廃	廃プラ	
	ミシン(卓上)	産 廃	金属くず 廃プラ	
む	無線機	産 廃	金属くず	
			廃プラ	
め	メガホン(拡声器)	産 廃	金属くず	
			廃プラ	
ら	ライター	産 廃	廃プラ	
			金属くず	
	ラジオ	産 廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
れ	冷蔵庫(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。
	冷凍庫(業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器の場合は、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理が必要。
	レジスター	産 廃	廃プラ 金属くず	
	レンガ	産 廃	陶磁器くず	
ろ	ロープ(繊維製)	一 廃	可 燃	1 m以下に切断して搬入すること。
	ロープ(プラスチック製)	産 廃	廃プラ	
	ロープ(ワイヤー)	産 廃	金属くず	リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。
	ロッカー	産 廃	金属くず	リサイクルのため金属くずは専門の金属業者で処理することもご検討ください。

食品ロスは“もったいない”～事業者の皆さんができること～

日本では年間約632万トンの食品ロスが発生しています。これは世界全体の食料援助量(約320万トン)の約2倍に相当します。〔食品廃棄物等の発生量(平成25年度推計) 農林水産省より〕

また、焼却処理されている事業系ごみの組成では、食品の製造、流通、販売過程等において発生する食品廃棄物(厨芥類)が高い割合を占めています。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

【食品ロスとは】

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品類。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。

食品ロス削減国民運動 (NO-FOODLOSS PROJECT)

農林水産省 食品ロス

食品リサイクル法における取り組みの優先順位

①発生を抑制する

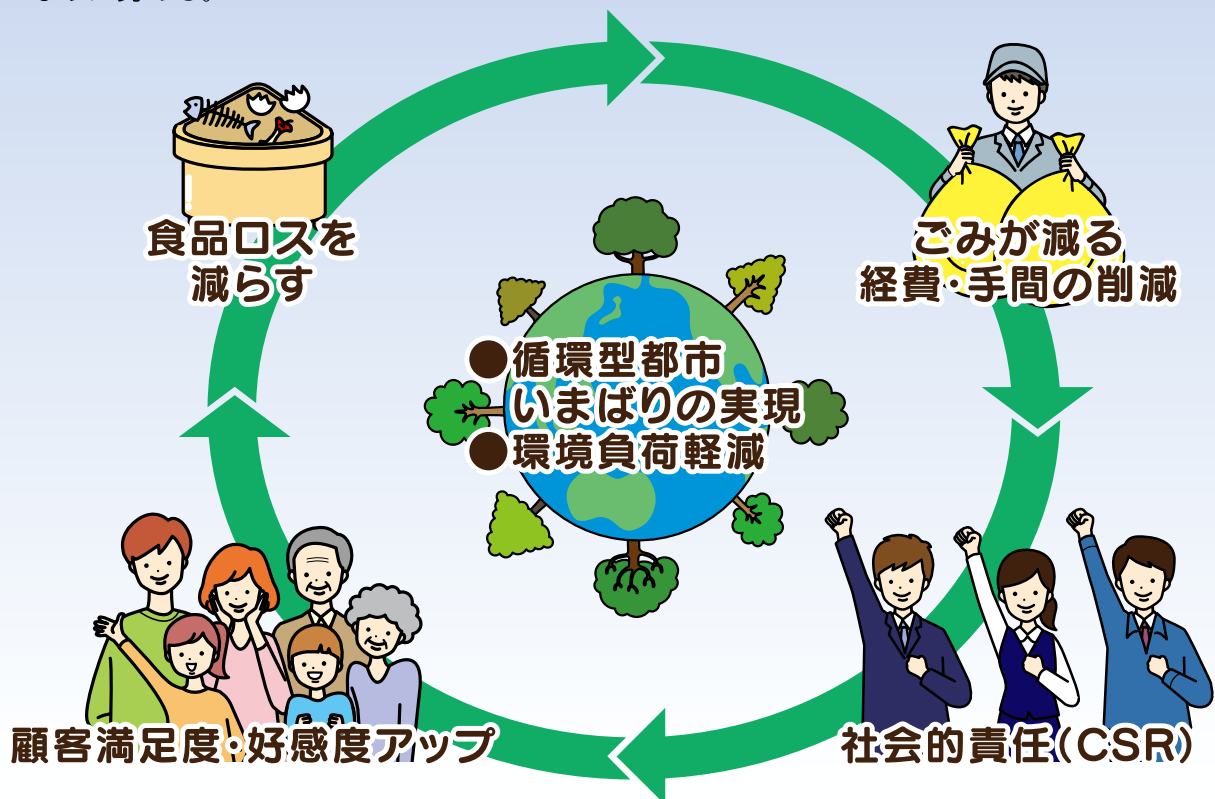
食材の有効利用、食品の販売方法の工夫による売れ残りの削減、メニューの工夫による食べ残しの削減など、無駄を出さないように努める。

②再生利用する

食品廃棄物のうち再資源化できるものは、飼料や肥料、メタンガス(燃料用)など再生利用することを検討する。

③減量する

水切りを徹底するとともに、脱水、乾燥、発酵などにより減量化に努める。



問合せ ■今治市リサイクル推進課
TEL:0898-47-5374
■バリクリーン(今治市クリーンセンター)
TEL:0898-48-3601
FAX:0898-48-3942(リサイクル推進課兼用)

再生紙・植物性インキ使用
H30.2 6,000